規則名。特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例施行規則

平成14年岩手県規則第65号

様	式番	:号		様式名	関係規則条文
様式第	1	号		法人県民税均等割課税免除申請書	2
様式第	2	号		不動産取得税課税免除申請書	2
様式第	3	号		自動車税環境性能割・種別割課税免除申請書	2
様式第	4	号		法人県民税課税免除承認 (不承認) • 取消通知書	3
様式第	5	号		不動産取得税課税免除承認(不承認)通知書	3
様式第	6	号	ア	自動車税環境性能割・種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書	3
様式第	6	号	イ	自動車税種別割課税免除承認(不承認)・取消通知書	3

受 印											
		法人県民	税均等割課税免除申請書								
		所 在 地									
年 月 日	申請者	名 称									
広域振興局長 様	者	代表者氏名									
		法人番号									
特定非営利活動法人に係る	特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第6条の規定により、次のとおり課税免除を申請します。										
法人を設立	<u>ť</u>	し た 日	年 月 日								
免除を受けようとする	期間	又は事業年度	年 月 日から 年 月 日まで								
地方税法施行令第7条の4	収	益事業の種類									
の収益事業に該当する場合		益事業の概要									
当該収益事業に係る所得の計 金の額を差し引いた額 (地方税法施行規則第6号 額)			円								
免除を受けよう	ع	する税額	Н								

備考 法人税の申告書の写しを添付してください。

(A4)

	受	何 「	印																	
						不	動産耳	文得税	課税	免除申	請	ŧ								
					所	在	地													
年 月 日				申	名		称													
				請者	代 表	者氏	: 名													
					法	人番	号													
楳	定非常	営利活動法。	人に係	る県利	説の課税	免除に	関す	る条例	削第 6	条の	規定	により)、次	のとこ	おり訳	果税免	除を	申請し	ょす	•
	譲	渡 者	住(所有	所 生地)								氏 (名)	名 称)							
	用		途																	
免除		所		在		地	種	Ì				类	頁	構	‡				ĭ	当
を受い	家																			
けよう	屋	床		面		積	取	: 1	导	年	月	F	3	取	ζ	得	の	原	Ē	5
とする						m²														
る不動				所		<i>₹</i>	Ē			地				坩	1				F	1
産	土																			
	地	地				積	取	. 1	得	年	月	F	3	取	ζ :	得	0)	原	Ø	3
						m²														

(A4)

備考 法人の登記事項証明書、定款の写し、無償で譲り受けたことを証明する書類及び土地 (建物) の登記事項証明書 等不動産の所有権が申請者に移転したことを確認できる書類を添付してください。

	受 1	印																	
				自	助 电 柷	環境性 種 別		三里:	脱免	除申詞	青書								
				所	在	地													
	年	月	3	名		称													
	広域振興局長	様	申請者	代表	表者氏	名													
				法	人番	号													
特	定非営利活動法	人に係る	県税の	課税免	陰に関	する条件	例第	6条	の規	l定に	より、	次の)とお	り課	税免	除を	申請し	します	۲.
特力	定 非 営 利 活	動の	種 類	į															
自動	カ車取得の有償	賞・無償	の別	I															
自動	か車の譲渡者	住 (所在	別: 地							氏 (<i>名</i>	名 i 称)								
使	用	目	的	ı						_		ı							
	所 有 者	住 (所在)							氏 (名	名 称)								
自	使 用 者	住 (所在	. 地 .				1			氏 (名	名 称)								
動	登録番号				種別及	なび用						自事	家用	の別					
車	車 名 (年式)型式	()			車台	番号							車 注 大積				(人) kg
<i>7</i>	総排気量							ι				取	得年月	月日			•	•	
免除申請税額等	免除を受けよ うとする年度				年度分	免受う	ょ	環	境	性育	能 割								円
棿 額 等	ノCy 〇十皮					る税額		種		別	割								円

(A4)

備考 法人の登記事項証明書、定款の写し、自動車検査証の写し及び運行記録簿、事業計画書等課税免除を必要とする 理由を証明するに足りる書類を添付してください。

第 号 年 月 日

所在地名称代表者氏名

様

広域振興局長 氏

名回

法人県民税均等割課税免除承認 (不承認) 通知書

法人県民税均等割の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第2条第 項に該当す る(しない)ので、次のとおり承認(承認しないことと)します。 り 消します。

登録	番	号	
免除する 期	間又は事業年	E度	年 月 日から
取り消す	的人はず木「		年 月 日まで
免除する 税		額	円 円
取り消す		帜	11
不承認(取	消し)の理	L 由	
	1 > 0 hn	<u> </u>	- 不肥がなる担合は、この通知事な悪は時でなりの翌日からお貸し

教

- 1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。
- 2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を 経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算 して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事と なります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに 該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起 することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がな いとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 ③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

 第
 号

 年
 月

 日

所在地名称代表者氏名

様

広域振興局長 氏

名回

不動産取得税課税免除承認(不承認)通知書

不動産取得税の課税免除について、特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第 3条に該当する(しない)ので、次のとおり承認(承認しないことと)します。

宏	所	在	地	種						類
本										
II.	構	造	床。	i	積	取	得	年	月	日
座					m²					
	所	在	地	地						目
工										
tri.	地		積	取	得	4	丰	月		日
地			m²							
余する	る税額									円
承	認の由									
	示	て3か月以中で、13か月以中で、13か月以中で、13かまで、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15で、15	事に対してなった。 東書る企正 求書し、経 でな営 でな営 では、経 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	面べ画 訴るでするがい(く部 訟裁(。裁あ損正こ又)決訴た決っ害	リ2処経 通分営 上知お、なかけ を企 記をい次いらる	を取画 1 受てので 3 たり部 のけ 県 の の の の の の の の の の の の の	てっずを査っ代らのを審た振り請た表③取経査が興いすます。消光過	至気埋、さけった肖過請域セーにのるでしし求振ン 対翌者ののて	を興ターす日はい訴もす局一 るか、ずえ裁	るのを 鼓ら知れを央こ県経 決起事か提がと税由 を算とに起な
		家 基 排 所 地 が が が の由	家 構 在 在 本 本 本 地 お お のかき県大の場合は、に内。県での限以提出の場合は、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で、で	本 本 本 本 本 本 本 本 本 本	大	大	大	大	株	株 造 床 面 積 取 得 年 月 世 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地 地

 第
 号

 年
 月

 日

所在地名称

代表者氏名

様

広域振興局長 氏

名回

自動車税 環境性能割 課税免除 承認 (不承認) 通知書

登録番号	
環境性能割	免 除 す る 税 額 円
種 別 割	免除する 年度及び税額 取り消す 年度分円
不 承 認 (取 消 し) の 理 由	
教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局の県税部、県税部県税センター、経営企画部又は経営企画部地域振興センターを経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、県を被告として(訴訟において県を代表する者は、知事となります。)提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。②処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第6号イ

所 在 地 名 称 代表者氏名 様		(á		正税種別割納税記 査・構造等変更			
自動車税種別割課税免除承認通知 自動車税種別割の課税免除について、特定		登録番号					
人に係る県税の課税免除に関する条例第5条約 に該当するので、次のとおり承認します。	第 項の規定	納税証明書 有効期限			年	月	日
年 月 日 広域振興局長 氏	名回	年	月	日 広域振興局長	氏		名囙
登録番号				, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	•		
免除する年度 及び税額 年度分	円						

縦10.0センチメートル、横14.8センチメートル